

	地区の区分	区分の名称	C 地 区	D 地 区
		区分の面積	約2.0ha	約1.9ha
地 区 物 等 整 備 計 画	建 築 物	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	次に掲げる建築物及びこれに付属するもの以外は、建築してはならない。 1 建築物の2階以下の部分 (1) 店舗、飲食店その他これらに類するもの (2) サービス業を営むもの (ただし、ホテル又は旅館及び自動車教習所を除く) (3) 診療所 (4) 自動車車庫 2 建築物の3階以上の部分 (1) 建築物の2階以下の部分に掲げる用途に供するもの (2) 学習塾、その他これらに類するもの (3) 住宅 3 集会室、その他これらに類するもの 4 階段室、機械室、管理人室、その他これらに類するもの 5 その他公益上必要なもの	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 ホテル又は旅館 2 自動車教習所 3 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 4 住宅（ただし、兼用住宅を除く）
			建築物の敷地面積の最低限度	1,000平方メートル ただし、当計画が決定される以前から、当該規定に適合しない敷地については、その全部を一の敷地として使用する場合は、適用しない。
	に 関 する	壁 面 の 位 置 の 制 限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、3メートル以上とする。ただし、建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。 1 前面道路面からの高さが3メートルを超え道路境界線からの距離が1メートルを超える建築物の部分 2 地下室等で建築面積に算入されない建築物の部分	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、次に掲げるものとする。 1 国道4号側の道路境界線までの距離は、2メートル以上とする。 2 前号以外の距離は、1メートル以上とする。ただし、建築物の敷地面積の最低限度に満たない敷地、又は次に掲げる建築物については、50センチメートル以上とすることができる。 (1) 外壁を設けない車庫 (2) 軒高2.3メートル以下の物置
			建築物等の形態又は意匠の制限	敷地外に落雪のおそれがある屋根には、雪止め等を設ける。 屋外広告物を設ける場合は、当該敷地内に存する店舗等の自己用のものとし、壁面の位置の制限内に設ける場合は、突き出し広告物等を避け、歩行者の通行上支障のないものとする。
	事 項	かき又はさくの構造の制限	道路に面する側にかき又はさくを設ける場合は、壁面の位置の制限距離以上後退し、次に掲げるものとする。 1 生け垣 2 前面道路面からの高さが50センチメートル以下のコンクリートブロック、レンガ等で築造し、植栽を施したもの	道路に面する側にかき又はさくを設ける場合は、次に掲げるものとする。ただし、門柱等の出入口部分は、この限りでない。 1 国道4号側の道路については、道路境界線から1.5メートル以内の部分は、次に掲げるものとする。 (1) 生け垣 (2) 前面道路面からの高さが50センチメートル以下のコンクリートブロック、レンガ等で築造し、植栽を施したもの 2 前号以外の道路については、道路境界線から50センチメートル以内の部分は、次に掲げるものとする。 (1) 生け垣 (2) 前面道路面からの高さが1.8メートル以下の塀とし、植栽を施したもの。ただし、塀の高さが1メートルを超える部分は、鉄さく、金網等の透視可能なもの